

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○永岡委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党、尾辻かな子です。

今の大西委員とのやり取りで、大臣の答弁に私も驚愕いたしました。会うか会わないか、消費者被害、それもマルチとか預託商法で被害を受けた方々に会うかどうかすら明言をしない消費者担当大臣。大臣、姿勢が問われていますよ。大臣の姿勢が問われています。会っていただくと、検討するとやはり答えていただきたいんですが、いかがですか。

○井上国務大臣 消費者庁として、適切な対応を取ってまいりたいと思います。

○尾辻委員 消費者庁は、私が言うのも恐縮ですが、けれども、与野党一致して、みんな消費者の利益を守ろう、保護しようでやってきました。そのトップに立つ大臣が今のような御答弁をされる。

今回の預託法等、特商法改正は、私たちも異例の対案を出すということを見せていただきました。もうここにおられるベテランの先生方から取ると、

何と今までの消費者問題に関する特別委員会に關しての異例中の異例です。消費法ですら、いろいろなのはありましたけれども、何とか、何とか何とか全会一致でやってきた。しかし、今回の、特に契約書の電子化については、やはりこれは私たちはもうどうにもできないというところでの対案であり、今、全会一致で今までの法案を通してきたという伝統がそのまま続けられるかどうかの瀬戸際なんですよ、大臣。

ちよつとほかの委員もおっしゃいましたけれども、大臣のホームページにはこう書かれています。ですね、四月二十二日の衆議院本会議の質疑に對して。コロナが大半だった、残りの法案に關する質問も契約書面等のデジタル化についてだけであつたことは、率直に言つて残念ですという。

ここが、私たち、一番の問題だということに焦点を当ててやっているのに、大臣の、私たちに對して審議をお願いする内閣のトップが、私たちの質問について残念だと言っている。これは撤回していただだけませんか。

○井上国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、今回の法案にはデジタル化以外にも様々な項目が入っております、そういったことについても大変重要だと思っておりますので、是非国会で御審議をいただきたい、そういった趣旨でございます。

○尾辻委員 撤回もされない。消費者問題の被害者にも会わない。大臣、大臣はこの庁の大臣をされているんですか。疑問です。本当に今疑問しかないということをまず申し上げておきたいと思

います。

ちよつと時間がないので議論に入っていきますけれども、私も書面のデジタル化をやるんですけども、その前に、前回もやった、メールによるクーリングオフのことについてきっちり確認をしていきたいと思つています。これも様々な弁護士の方や消費生活相談員の皆さんから懸念があるところでございます。

今回の法改正によつて、法改正九条一項で、電子メールでのクーリングオフができるようになりました。しかし、発信主義の特則、つまり、九条二項、ここは、書面を發したときと、記録媒体に記録された電磁的記録、当該記録媒体を發送したときとなつていふということ、発信主義の特則はこの二つである、それでよろしいですか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の九条二項でございますけれども、この規定が置かれている趣旨というのは、郵便等による送付等を念頭に置いたときに、消費者に与えられるクーリングオフを行使するかどうかの熟慮期間というものがあるように、郵便等によるクーリングオフの相手方への到達に要する期間によつてクーリングオフの期間が實質的に短くならないように設けられたということでございます。

電子メールについては、発信すれば直ちに到達するということ、この規定には設けることはしていないということでございます。

○尾辻委員 確認します。九条二項というのは、基本的に、ですから、USBやCDやDVDなど

を送付した時点でクーリングオフを成立するとし、か言っていないということではよろしいですね、九条二項。

○片桐政府参考人 はい。そのとおりでございます。

○尾辻委員 つまり、もう一度。この法律を普通に読むと、クーリングオフの発信主義の特則は、書面を発送したときと記録媒体を送ったとき、送付したときとかならないということになって、この九条一項のクーリングオフは、結局、民法九十七条一項の到達主義が適用されるということになりますか。イエスカノーでお願いいたします。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

今般の改正法案においては、郵送等によって到達まで時間を要する記録媒体に記録された電磁的記録については、発送したときに効力を生じる旨の規定を明示的に置くとともに、到達に時間を要しない電子メール等についても、その性質上発信と同時に到達して効力が生じるということとなります。

したがって、熟慮期間を確保するという趣旨が貫徹されており、これまでのクーリングオフの発信主義の考え方に変更を加えるものではございません。

○尾辻委員 でも、それだったら、九条二項に入れないとおかしいですか。普通に読むと、だつて、発信主義は二項だけなんですから、さつきメールはすぐに届くというふうにおっしゃいましたけれども、メールは、例えば消費者側のサーバーの不具合とか、プロバイダー側の不具合とか、

例えばキャリアによる通信の制限等で、別にすぐ届くというわけではないですよ。そうすると、これは到達主義になってしまいませんか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

仮に、クーリングオフ行使に係る電子メールが事業者による正しくないアドレスの表示等によって不到達となったとしても、消費者がクーリングオフの行使をしたことが明確であれば、電子メールの発信時に効力が発生し得るということでございます。

○尾辻委員 事業者側の問題だったらそれでオーケーだとした場合、じゃ、消費者側のサーバーとかプロバイダー側とか、いろいろな要件は考えられるじゃないですか。そうしたら、そのとき、だから、事業者側に責任がない、帰責性がない、そのときはどうするんでしょうか。

○片桐政府参考人 メールが発信されたその個別の状況に応じて、消費者がクーリングオフの行使をしたことが明確かどうかというのを判断して、明確であれば、電子メールの発信時に効力が発生し得るというふうに考えてございます。

○尾辻委員 それはどのようにして担保されるんでしょうか。

○片桐政府参考人 今般の特定商取引法の改正案におきましては、従来の書面に加えて、電子メール、SNS、記録媒体に記録された電磁的記録によるクーリングオフを可能としているところでございます。

電子メールについては、繰り返しの答弁で恐縮でございますけれども、基本的には送信すればす

ぐに到達し、効力を生じることとなります。仮にそのクーリングオフの電子メールが技術的理由や事業者が誤ったアドレスを表示することによって不到達になっても、クーリングオフ制度の本旨に鑑みれば、書面の発出時に効力を生じると解するのが妥当であると同様、消費者がクーリングオフを行使したことが明確であれば、クーリングオフは電子メールの送信をもってその効力が発生し得るというふうに考えております。

この点については、消費者や事業者に確実に周知するため、通達において明確化することとしたというふうに考えてございます。

○尾辻委員 通達で本当にこれは担保できるんですか。裁判などは、法律を読むわけですよ。法律、これを普通に読んだら、九条一項は完全に民法の中の到達主義になってしまいますけれども、法文にちゃんと書かないとそれは担保されないんじゃないですか。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

消費者のクーリングオフの意思表示でございませけれども、意思表示につきましては、消費者がその意思を明示したときにその効力を生じることが原則でございませ。したがって、発信をもって効力が発生し得るというふうに解するところでございます。

○尾辻委員 ずっと堂々巡りになっていて、私の言っていることにお答えいただいているんですけど。お答えいただいているんですけど。何をもち担保するんですかと言ったら、通達でもって担保するとおっしゃいましたけれども、法律の文章に

それが書いてなければ、裁判で争われたときにどうやって解決するんですか。だって、法律に書いてないじゃないですか、そのように。書いてないですよ。

じゃ、聞きますけれども、発信でもつてできるというふうに書いてますか、法律に。

○片桐政府参考人 この国会審議で御議論いただいている内容も踏まえまして、この法律の内容の解釈が明確になるように、しっかりと通達に定めてまいりたいというふうに考えてございます。

○尾辻委員 これは通達ではなくて法律を、ここに書き込まなければその効力は発生しないですから、この部分は大きな穴になる。だから、済みませんが、これは是非とも修正をしていただきたい。九条二項のところにしつかりと、メールによることは発信主義だということをやちゃんとここにも入れていただきたい。是非ちよつと協議をお願いしたいと思います。

ちよつと長引いてしまいました。次、ちよつと書面の電子化のこともやっておきたいと思えます。本当に私、一番やってはならないところをデジタル化されるんだなということ、びつくりしているわけです。本当に、訪問販売とか電話勧誘販売とか連鎖販売、マルチという一番消費者被害が大きいところになぜこんなものを入れてしまうのかということについては、るる先ほどからありましたように、消費者側からの働きかけはなかったというように、立法事実がないことも分かりました。

そして、ちよつと今日、時間がないので指摘を

しておきますけれども、規制改革推進会議の中で議論があったのも、特定継続的役務提供契約、このデジタル化については消費者庁はやりますよという、検討を進めると言っているだけなんです。だから、オンラインの例えば英会話をやられる方は、もちろん、オンラインで英会話できるぐらいですから、オンラインの技術があるんです。そういう方々に限って契約書を電子化なら、まだ百歩譲って理解できるところがありますけれども、今回のほうではありません。訪問販売、マルチ販売、今まで膨大な被害を出しているところにこれをやるわけです。

今でも、多分、書面は出しますけれども、デジタルで欲しいと言えば、書面で出す以外にもデジタルで更にプラスして渡せばいいわけですから、これをわざわざ入れる必要は私はないと思います。ちよつと裏面を見ていただければと思うんですけれども、じゃ、書面交付の電子化が認められているほかの法律がどれぐらい厳しいかということを持ってまいりました。この部分、書面交付の電子化がやられている法律というのはどういふものがあるか、政府参考人からお聞きしたいと思います。

○高田政府参考人 お答えいたします。

特定商取引法以外にも、契約内容を明確にし、後日紛争を生じること防止すること等を目的として、事業者に対して、契約締結時等に書面交付義務を課す法律が存在いたします。そのような法律のうち、例えば割賦販売法や電気通信事業法等の法律において、書面の交付に代えて、消費者の

承諾を得た場合に限り、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるとの制度を設けていると承知しております。

○尾辻委員 それらの法律は、見ていただいたら分かるように、販売業者とか販売代理店とか事業者自体が登録制なんです。ちゃんと管理できるようななっているんです。説明義務もちゃんとあるんです。ところが、特商法には、もちろん販売業者の登録制はありません、届出制もありません。そして、説明義務もありません。こんなところで書面交付だけ電子化したら一体どんなことになるのかということ、もうこれは火を見るより明らかではないかというところでございます。

大臣、先ほど、大臣、お聞きしたいんですけども、大臣、今までこういう、マルチ販売とかこういう消費者被害に遭われた人の声は聞いたことおありですか。

○井上国務大臣 直接には伺っておりません。

○尾辻委員 どんな方が被害に遭っておられるか、お分かりですか。

○井上国務大臣 もちろん、いろいろな被害者の方がいらつしやいますから、それぞれなことだと思えます。

○尾辻委員 どういう方々が被害に遭うかというところ、例えば高齢者の方々ですよ。そんな、今スマホもなかなか触れない、そういう方々であったり。例えば、持続化給付金、何が問題になったかといったら、メールアドレスがないと持続化給付金はもらえなかったじゃないですか。そうしたら、メールアドレスがなくて苦労したと、皆さん、きつ

と地元で、すごいそういうのを相談に乗られたと思うんですよ。これが現状ですよ。そこに、一番被害が多いここに入れるというのは、大臣、やはり現実が見えていらっしやらないんじゃないかと私はすごく思います。

本当は高田次長にもこの承諾の明示的に示す方法というのはどういうものかというのをもうちょっとお聞きしたかったんですけども、済みません、ちよつと私の時間が終わってしまいました。

是非ここは修正をしていただきたい。この部分は修正していただかないと消費者被害が拡大してしまうことになりますので、強くお願い申し上げます、私の質問にしたいと思います。ありがとうございます。